

## 第9回(2016)「昭和女子大学女性文化特別賞（坂東眞理子基金）」選考報告

昭和女子大学女性文化研究賞選考委員会

本書は、長年全国女性税理士連盟にて活動なさり、同連盟元会長、現在相談役でいらっしゃる遠藤氏が、その税理士としての実績と研究を集大成なさったご労作です。内容は大きく4部で構成されております。

第1部「女性の自立と家族法・税法」では、両性の本質的平等が憲法で謳われていながら、なぜ夫婦の実質的平等が図られていないのか、という問題意識の下に、家族法と税法について6章にわたり検討なさっておられます。第1章「婚姻と夫婦財産制」、第2章「夫婦間不平等に対する補完制度」、第3章「離婚に伴う財産分与と課税」、第4章「課税単位」、第5章「親族が事業から受ける対価」、第6章「人的控除としての配偶者控除」です。ここでは個人単位課税が原則である日本で、税法上の補完制度として始まった配偶者控除の、今後の在り方を問う上での問題点が論じられております。第2部「家族の変容と社会保障」においては、既に「少子超高齢社会」に突入した日本での、最適の社会保障制度・税制の在り方を問うために、5章にわたり検討されております。第1章「家族の変容」、第2章「私的扶養から公的扶養へ—親族扶養と生活保護法」、「I 私的扶養—親族扶養」「II 公的扶養—生活保護法」、第3章「公的年金」、第4章「引取扶養から公的介護へ」、第5章「介護保険と医療費控除」、第3部「社会保障制度と税制」では、社会保障制度と社会保険料の関係上の問題を、給付と負担という観点から論じられました。第1章「社会保障制度と税制、公債問題」、第2章「少子化対策としての税額控除、手当等」からなります。第4部「平等に関する訴訟」では、夫婦別氏訴訟と婚外子訴訟の最高裁判決の例に即して検討なさいました。第1章「夫婦の氏に関する訴訟」、第2章「婚外子訴訟」、という構成です。

このように遠藤氏は、両性の本質的平等実現のために尽力することをライフワークと思い定め、終始ぶれることのない立脚点から、現実生活に直結する税制上の重要な諸問題を丁寧に取り上げ、明快に論説されておられます。家族法や夫婦財産制と言った社会制度のあり方や家族関係を規定する前提となっている座標軸を、制度の背景や歴史的な経緯をふくめ、諸外国の制度との比較もはさみ、解きほぐして解説されています。このような両性に関わる制度や法に関するベーシックな著作は、これからの政策論議にとっても示唆に富んでおります。選考委員会において、本書は、実務に裏付けられた説得力に富む貴重な労作であり、社会への貢献度も高く、特別賞として顕彰したい、という声が多く上がり、最終選考委員会にて決定となりました。このご著書の存在が多くの人に知られ、人々の意識喚起につながり、男女共同参画に関わる今後の政策展開にも大いに資してくださることを期待いたします。